

第十編

平成22年度の地方財政

1. 平成22年度地方財政計画	225
2. 平成22年度地方債計画	225
3. 平成22年度県内市町の決算状況	225

1 平成22年度地方財政計画

平成22年度の地方財政計画では、極めて厳しい地方財政の現状および現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を1.1兆円増額し、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むこととし、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上することとした。

また、歳入面においては、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとした。

その規模は82兆1,268億円で、前年度に比べ4,289億円(0.5%)の減となった。【資料1参照】

2 平成22年度地方債計画

平成22年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定された。

その規模は15兆8,976億円で、前年度に比べ1兆7,132億円(12.1%)の増となった。【資料2参照】

3 平成22年度県内市町の決算状況

県内17市町の平成22年度決算について、全国市町村決算の純計と対比した主な特徴は次のとおりである(全国市町村決算には、特別区、一部事務組合および広域連合を含む)。

(1) 決算規模の主な特徴

全国市町村普通会計決算の純計(以下、「全国決算」という。)は、前年度から歳入が0.6%の増、歳出が0.2%の増となった。本県市町決算(以下、「本県決算」という。)は、基準財政収入額の減等により地方交付税が、電源三法交付金等の増により県支出金が、臨時財政対策債等の増により地方債が増加した。

また、職員数の削減により人件費が、定額給付金給付事業の終了により補助費等が減少した一方で、子ども手当の創設や国の経済対策に基づく事業の実施等により、前年度から歳入・歳出ともに4.9%の増となった。

(2) 歳入の主な特徴

ア 地方税

全国決算は、個人市町村民税の減少等により、前年度から1.6%の減となった。本県決算は、企業業績の回復により法人住民税は増加したものの、個人住民税は減少しており、前年度より僅かに(0.0%)減少した。

イ 地方譲与税

自動車重量譲与税の減少等に伴い、全国決算は、前年度から2.1%の減となり、本県決算は2.4%の減となった。

ウ 地方交付税

全国決算は、前年度から10.4%の増、本県決算は9.9%の増となった。

エ 一般財源

全国決算は、地方交付税の増加等により、前年度から1.6%の増となり、臨時財政対策債を含めた地方財政計画における一般財源で見ると、前年度から4.6%増となった。本県決算も前年度を上回ったが、歳入総額に占める割合は1.0ポイントの減となった。

オ 国庫支出金

全国決算は、児童手当及子ども手当交付金が増加したものの、普通建設事業費支出金の減少や定額給付金事業の終了により、前年度から3.2%の減となった。本県決算も、前年度から0.3%の減となった。

カ 地方債

全国決算は、臨時財政対策債の増加等により、前年度から11.1%の増となった。本県決算においても、臨時財政対策債、合併特例事業債等の発行額の増加により、18.4%の増となった。

(3) 歳出の主な特徴

義務的経費は、全国決算は、人件費が各団体の歳出削減努力により減少(△2.7%)したこと、扶助費が子ども手当の創設や生活保護費の増加等に伴い増加(+24.8%)したこと、公債費が地方債元利償還金が減少したこと等(△1.7%)により、前年度から6.8%の増となった。本県決算は、職員数の抑制等による人件費の減少(△3.6%)の一方で、子ども手当の創設に伴う扶助費の増加(+27.4%)により、7.2%の増となった。

投資的経費は、全国決算は、前年度から2.2%の減となった。本県決算は、国の経済対策による教育施設耐震補強工事等の実施に伴う普通建設事業費の増加(+5.0%)などにより、5.0%の増となった。

その他、補助費等は定額給付金事業の終了等により、全国決算は36.1%の減、本県決算は17.1%の減となり、積立金は財政調整基金等への積立の増加により全国決算は47.3%の増、本県決算は124.9%の増となった。

(4) 公営企業の主な特徴

地方公営企業会計の決算規模は、全国決算では、建設投資額や公的資金補償金免除繰上償還額の減少等により、前年度に比べ4.4%の減となり、本県決算では、資本的支出や総費用の減により、9.5%の減となった。

他会計からの繰入金は、全国決算では前年度に比べ3.9%の減となり、本県決算では2.1%の減となった。

企業債現在高は、全国決算では前年度末に比べ3.0%の減となり、本県決算では2.2%の減となった。

平成22年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成22年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成された地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成22年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆1,268億円（前年度比△4,289億円、△0.5%）
（参考）水準超経費を除いた場合	81兆4,768億円（ " +2,011億円、+0.2%）
② 地方一般歳出	66兆3,289億円（ " +1,103億円、+0.2%）
（参考）地方一般歳出（給与関係経費除き）の総額	44兆6,425億円（ " +5,510億円、+1.2%）
③ 一般財源総額	59兆4,103億円（ " +3,317億円、+0.6%）
（参考）一般財源（水準超経費除き）の総額	58兆7,603億円（ " +9,617億円、+1.7%）
④ 実質的な地方交付税の総額	24兆6,004億円 （㉑20兆9,688億円、+3兆6,316億円、+17.3%）
⑤ 地方交付税の総額	16兆8,935億円 （㉑15兆8,202億円、+1兆 733億円、+6.8%）
⑥ 財源不足額	18兆2,168億円（㉑10兆4,664億円）
（参考）折半対象財源不足額	10兆7,760億円（㉑5兆5,106億円）
※	財源不足額18兆2,168億円は過去最高（今までは㉑17兆3,767億円が最高）

II 地方交付税の1.1兆円増額

- ・既定の加算とは「別枠」の加算等により地方交付税を1.1兆円増額
地域活性化・雇用等臨時特例費 9,850億円
※ 地域雇用創出推進費（㉑5,000億円）は廃止

- 「地域活性化・雇用等臨時特例費」として、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えられるよう活用
- 既往の「地域雇用創出推進費」を廃止した上で、「地域活性化・雇用等臨時特例費」を創設

Ⅲ 財源不足の補てん

平成22年度における財源不足	18兆2,168億円 (㉑10兆4,664億円)
うち折半対象財源不足	10兆7,760億円 (㉑ 5兆5,106億円)

○ 平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税を1.1兆円増額した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、以下のとおり財源不足を補てん

【折半対象前財源不足】	7兆4,408億円
① 財源対策債の発行	1兆 700億円
② 地方交付税の増額による補てん	3兆 669億円
・ ㉑国税決算精算分の先送り	6,596億円
※ ㉑国税決算精算分については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を後年度に繰り延べ	
・ 一般会計における加算措置（既往法定分）	7,561億円
・ 交付税特別会計の償還先送り	7,812億円
※ 必要な地方交付税総額を確保する観点から、22年度に予定していた特別会計借入金の償還を後年度に繰り延べ	
・ 特別会計剰余金の活用	3,700億円
・ ㉑別枠加算 1兆円のうち㉒に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算（H20.12.18総務・財務両大臣覚書第3項）	5,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	2兆3,189億円
④ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算	9,850億円
【折半対象財源不足】	10兆7,760億円
① 地方交付税の増額による補てん（臨時財政対策加算）	5兆3,880億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策加算相当額）	5兆3,880億円

Ⅳ 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額	24兆6,004億円（前年度比 +3兆6,316億円、+17.3%）
地方交付税	16兆8,935億円（ " +1兆 733億円、+ 6.8%）
臨時財政対策債	7兆7,069億円（ " +2兆5,583億円、+49.7%）

① 地方交付税の法定率分等	7兆4,536億円
※ 国税5税分の法定率分	9兆5,530億円
※ 国税決算精算分（㉑、㉒、㉓）	△7,470億円
※ 交付税特別会計借入金支払利子	△5,712億円
※ 交付税特別会計借入金償還額	△7,812億円
② 一般会計における加算措置等	8兆4,549億円
※ ㉑国税決算精算分及び交付税特別会計償還の先送り	1兆4,408億円
※ 折半対象前財源不足における補てん（既往法定分等）	1兆6,261億円
※ 臨時財政対策加算	5兆3,880億円
③ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算	9,850億円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移（兆円）

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
実質的な地方交付税	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6
うち地方交付税	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9
うち臨時財政対策債	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7

V 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,103億円（前年度比 +3,317億円、+0.6%）
 一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆7,603億円（ " +9,617億円、+1.7%）

- ・ 地方税 32兆5,096億円（前年度比 △3兆6,764億円）
 うち水準超経費相当額 6,500億円（前年度比 △6,300億円）
- ・ 地方譲与税 1兆9,171億円（前年度比 +4,553億円）
- ・ 地方交付税 16兆8,935億円（前年度比 +1兆733億円）
- ・ 地方特例交付金 3,832億円（前年度比 △788億円）
- ・ 臨時財政対策債 7兆7,069億円（前年度比 +2兆5,583億円）

地方債総額 5兆7,870億円（前年度比 △8,973億円、△13.4%）
 （参考）臨時財政対策債含み 13兆4,939億円（前年度比 +1兆6,610億円、+14.0%）

- 【通常債】 4兆7,170億円（前年度比 △6,773億円）
 【財源対策債】 1兆 700億円（前年度比 △2,200億円）
 （参考）【臨時財政対策債】 7兆7,069億円（前年度比 +2兆5,583億円）

VI 臨時財政対策債の急増への対応

臨時財政対策債の急増に対処するため、前年度と同割合の公的資金を確保するとともに、財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、各地方公共団体における臨時財政対策債発行可能額の算出方法を見直し

- 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

（参考）【臨時財政対策債】 7兆7,069億円（前年度比 +2兆5,583億円）
 うち公的資金 3兆 611億円（前年度比 +1兆 165億円）
 ・ 財政融資資金 2兆2,351億円（前年度比 +6,905億円）
 ・ 地方公共団体金融機構資金 8,260億円（前年度比 +3,260億円）

- 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入

Ⅶ 公債費負担対策

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

○ 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内

○ 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

○ 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

Ⅷ 子ども手当の創設等

- ・平成23年度以降の子ども手当の費用負担等のあり方については、地域主権を進める観点等から「地域主権戦略会議」等で議論
- ・平成22年度分は、暫定的に子ども手当と児童手当を併給

○ 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論

○ 平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置として、

- ・ 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13,000円を支給
- ・ 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- ・ 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計

Ⅸ 高校の実質無償化

公立の高等学校については授業料を不徴収とし、私立学校の生徒については授業料の一定額を国費により助成（3,933億円）

- 公立高校については、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を国費により都道府県が助成

Ⅹ 維持管理に係る負担金制度の廃止等

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止

- 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方から負担金（①1,735億円、②579億円）を徴収（平成23年度には維持管理費負担金は全廃）
 - ※ 通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出予定
- 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業（国土交通省及び農林水産省分）に係る補助金の事務費も全廃

Ⅺ 自動車関係諸税の取扱い

自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように措置するとともに、自動車取得税に係る減収補てん特例交付金を継続

- 自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、自動車重量譲与税の地方への譲与割合を3分の1から1000分の407に引上げ
- 平成21年度に創設された、自動車取得税に係る減収を補てんするための特例交付金（総額500億円）は平成22年度も継続

主な地方財政指標

一般財源総額

59.4兆円（平^{②①}＝59.1兆円、＋0.6％）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

一般財源比率

63.0％程度（平^{②①}＝65.3％）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

地方債依存度

16.4％程度（平^{②①}＝14.3％）

〔臨時財政対策債を含む〕

地方の借入金残高（平^{②②}末見込み）

200兆円程度（平^{②①}末見込み＝198兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^{②②}末見込み）

33.6兆円程度（平^{②①}末見込み＝33.6兆円）

公債費負担対策について

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）。

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

- 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内
- 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

- 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行できる。

子ども手当の創設等

費用負担のあり方等の検討

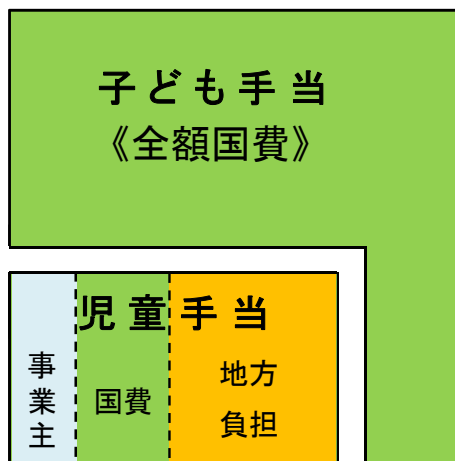
- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成 22 年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

平成 22 年度分の子ども手当に関する暫定措置

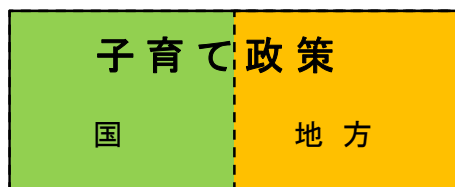
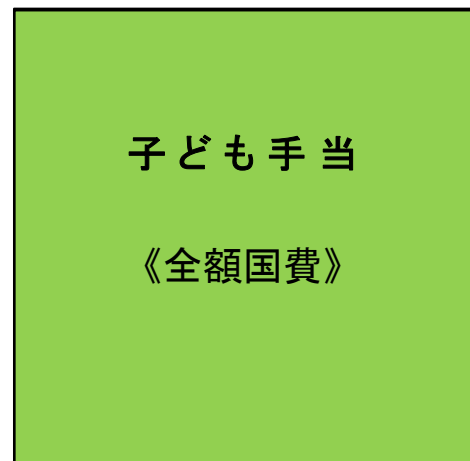
- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額 13,000 円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

子ども手当等について（イメージ図）

【平成22年度】



【平成23年度～】
今後検討

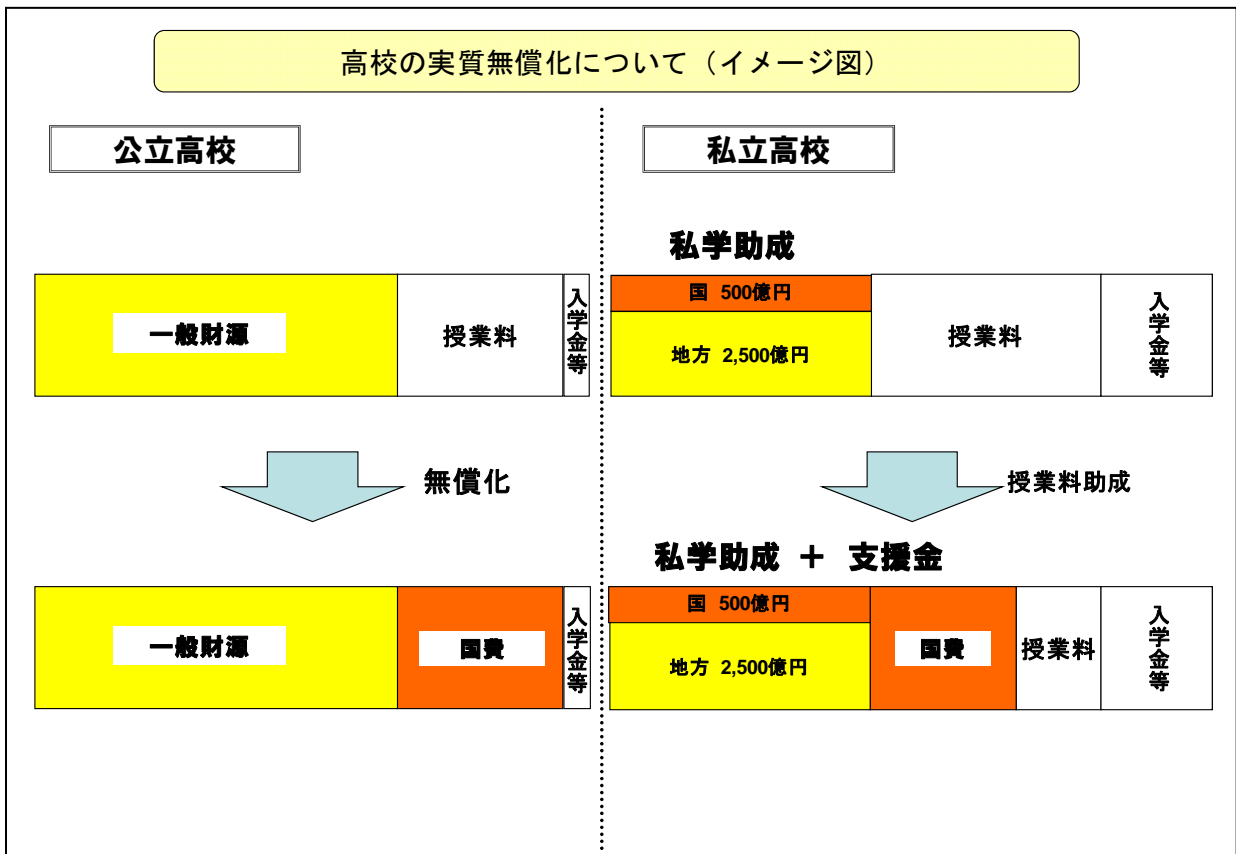


※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成 22 年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

高校の実質無償化について

制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金(年 118,800 円を基本)として授業料について一定額を国費により都道府県が助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成。
 - ・年収250万円未満程度 237,600 円(2倍)
 - ・年収250万円～350万円未満程度 178,200 円(1.5倍)



(参 考)

平成22年度地方債計画について

1 策定方針

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成22年度から3年間で、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、1. 1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ借換債を発行できることとしている。

2 概 況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成22年度の地方債の総額は下表のとおり1兆5兆8,976億円となり、前年度に比べて1兆7,132億円、12.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は1兆3兆4,939億円で、前年度に比べて1兆6,610億円、14.0%の増となっている。

また、公営企業会計等分は2兆4,037億円で、前年度に比べて522億円、2.2%の増となっている。

(単位：億円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額		増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
普通会計分	134,939	118,329	16,610		14.0
通常分	42,070	48,143	△6,073		△12.6
特別分	92,869	70,186	22,683		32.3
臨時財政対策債	77,069	51,486	25,583		49.7
財源対策債	10,700	12,900	△2,200		△17.1
退職手当債	4,900	5,700	△800		△14.0
調 整	200	100	100		100.0
公営企業会計等分	24,037	23,515	522		2.2
総 計	158,976	141,844	17,132		12.1
通常分	66,107	71,658	△5,551		△7.7
特別分	92,869	70,186	22,683		32.3

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 公債費負担対策

高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、平成22年度から3年間で、1.1兆円程度の年利5%以上の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ借換債を発行できることとしている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債7兆7,069億円を計上している。

(3) 地域活性化事業の推進

自然環境、エネルギー、食料、歴史文化資産等の地域資源を最大限活用する仕組みを創り上げていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」の考え方の下、地方公共団体が行う地域の活性化を図るための所要額を計上している。

(4) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(5) 行政改革に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債4,900億円を計上している。

② 行政改革推進債

自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、通常の地方債に加え、行政改革推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上している。

(6) 旧合併特例事業の措置

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例等に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業債及び合併推進事業債について、旧合併特例事業債として所要額を計上している。

(7) 公営企業借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、300億円を計上している。

4 地方債資金の確保

(1) 公的資金

公的資金については、臨時財政対策債の急増に対処するため、地方公共団体金融機構資金を3,260億円増額するとともに、財政融資資金を4,050億円増額することにより、6兆4,980億円を確保している。なお、臨時財政対策債については、前年度と同割合の公的資金を確保している。

(2) 民間等資金

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとし、市場公募地方債4兆3,000億円（対前年度6,300億円、17.2%増）を計上している。

（単位：億円、%）

区 分	平成22年度計画額		平成21年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	64,980	40.9	57,670	40.7	7,310	12.7
財 政 融 資 資 金	43,390	27.3	39,340	27.7	4,050	10.3
地方公共団体金融機構資金	21,590	13.6	18,330	12.9	3,260	17.8
（国の予算等貸付金）	（ 1,185）	—	（ 1,819）	—	（△ 634）	（△ 34.9）
民 間 等 資 金	93,996	59.1	84,174	59.3	9,822	11.7
市 場 公 募	43,000	27.0	36,700	25.9	6,300	17.2
銀 行 等 引 受	50,996	32.1	47,474	33.5	3,522	7.4
合 計	158,976	100.0	141,844	100.0	17,132	12.1

（注） 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆4,500億円（前年度比6,700億円、9.9%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

平成22年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成22年度 計画額 (A)	平成21年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	14,985	18,186	△ 3,201	△ 17.6
2 公営住宅建設事業	1,283	1,532	△ 249	△ 16.3
3 災害復旧事業	321	372	△ 51	△ 13.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,062	5,974	△ 912	△ 15.3
(1) 学校教育施設等	1,622	1,923	△ 301	△ 15.7
(2) 社会福祉施設	249	291	△ 42	△ 14.4
(3) 一般廃棄物処理	1,054	1,243	△ 189	△ 15.2
(4) 一般補助施設等	1,537	1,817	△ 280	△ 15.4
(5) 施設(一般財源化分)	600	700	△ 100	△ 14.3
5 一般単独事業	23,251	27,057	△ 3,806	△ 14.1
(1) 一般	4,791	5,328	△ 537	△ 10.1
(2) 地域活性化	600	844	△ 244	△ 28.9
(3) 防災対策	1,039	1,222	△ 183	△ 15.0
(4) 地方道路等	8,621	10,163	△ 1,542	△ 15.2
(5) 旧合併特例	8,200	9,500	△ 1,300	△ 13.7
6 辺地及び過疎対策事業	3,133	3,116	17	0.5
(1) 辺地対策	433	478	△ 45	△ 9.4
(2) 過疎対策	2,700	2,638	62	2.4
7 公共用地先行取得等事業	516	607	△ 91	△ 15.0
8 行政改革推進	3,200	3,200	0	0.0
9 調 整	200	100	100	100.0
計	51,951	60,144	△ 8,193	△ 13.6
二 公営企業債				
1 水道事業	3,535	3,570	△ 35	△ 1.0
2 工業用水道事業	233	289	△ 56	△ 19.4
3 交通事業	2,698	2,564	134	5.2
4 電気事業・ガス事業	61	36	25	69.4
5 港湾整備事業	515	550	△ 35	△ 6.4
6 病院事業・介護サービス事業	2,779	2,414	365	15.1
7 市場事業・と畜場事業	934	128	806	629.7
8 地域開発事業	1,459	1,339	120	9.0
9 下水道事業	12,500	13,494	△ 994	△ 7.4
10 観光その他事業	42	130	△ 88	△ 67.7
計	24,756	24,514	242	1.0
合 計	76,707	84,658	△ 7,951	△ 9.4

(単位：億円、%)

項 目		平成22年度 計画額 (A)	平成21年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		300	-	300	皆増
四臨時財政対策債		77,069	51,486	25,583	49.7
五退職手当債		4,900	5,700	△ 800	△ 14.0
六国の予算等貸付金債		(1,185)	(1,819)	(△ 634)	(△ 34.9)
総 計		(1,185) 158,976	(1,819) 141,844	(△ 634) 17,132	(△ 34.9) 12.1
内 訳	普通会計分	134,939	118,329	16,610	14.0
	公営企業会計等分	24,037	23,515	522	2.2
資金区分					
公 的 資 金		64,980	57,670	7,310	12.7
財 政 融 資 資 金		43,390	39,340	4,050	10.3
地方公共団体金融機構資金		21,590	18,330	3,260	17.8
(国の予算等貸付金)		(1,185)	(1,819)	(△ 634)	(△ 34.9)
民 間 等 資 金		93,996	84,174	9,822	11.7
市 場 公 募		43,000	36,700	6,300	17.2
銀 行 等 引 受		50,996	47,474	3,522	7.4

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 旧合併特例の平成21年度計画額は、合併特例に係る額である。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。